

平成27年度予算編成に係る基本的事項について

1. 基本的事項

(1) 国・道の動向などについて

地方財政対策や消費税率の再引き上げも含めて、国の予算編成は極めて流動的であり、十分に注視していかなければならない状況であるが、予算要求にあたっては、制度改正等が明確になっているものを除き、現行制度に基づき編成作業を進めるものとする。

なお、予算編成の過程においても積極的に情報を収集し、国・道における動向の的確な把握に努めること。

(2) 通年予算の原則について

予算は通年予算とし、災害あるいは制度改正等、特殊な要因以外の案件については、年度途中での増額補正は行わないこととするので、経費配分にあたっては、年間の財政需要全てについて検討を加え、限られた財源の効果的な配分に努めること。

(3) 「人口問題・少子化対策」推進に関する施策展開について

本年10月に決定した「人口問題・少子化対策推進に関する施策展開方針」（以下「施策展開方針」という）において、平成27年度から向こう5カ年の基本的な取組方針が示されたところであり、特に、子育て支援関連を重点項目に位置付け、出会いから結婚、妊娠、出産、育児まで切れ目のない総合的な支援を展開することとしているので、既存事務事業の見直しと併せ要求すること。

(4) 行財政改革の推進について

第6次行政改革がスタートの年でもあり、地方自治の基本理念である「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、職員一人一人が知恵と工夫を凝らすことはもとより、事務事業の見直しから生じる経営資源（人・カネ・もの）を、市政運営や市民サービスの向上に振り向ける取り組みを積極的に進めること。

(5) 予算要求の原則について

① 経常費については、今年度も各部局への一般財源配分枠の中で、各部局が予算裁量権をもち自主性と自己責任において予算編成を行うことを前提とした「完全割当方式」を継続する。

なお、その配分枠については別途通知する。

② 臨時費（投資的経費を含む）については、別途通知する一般財源額の範囲内とする。

③ 事務事業の要求にあたっては、各種計画等との整合性を図る観点から、要求事業にあたっては、計画を所管する課と十分協議を行うこと。

④ 少子化対策関連

経常費については、「施策展開方針」に基づき、少子化対策関連経費は平成26年度当初予算額を維持したうえで、それ以外の経費について、平成26年度当初予算額から5%を削減した額で配分枠の通知を予定している。

また、臨時費については、「平成27年度 財政収支試算」をベースとして、5%を削減した額で配分枠の通知を予定している。

「施策展開方針」に掲げる「重点項目」の施策のほか、相応する目標達成の効果が見込まれる施策については、別途、新設する「予算重点枠」を活用することとなるが、予算要求の適否については、総合政策室及び財政課との協議を経て要求すること。

なお、これらの要求事業などについては、経常費・臨時費及び歳入（負担軽減・無償化などによる一般財源額の減少）に係るものも含まれる。

2. 歳入に関する事項

(1) 市税について

市税は、自主財源の根幹となる歳入であり、その積算にあたっては、今後の税制の動向、経済情勢を十分勘案し、税負担の公平性を求める観点から、課税客体の適正捕捉に努め、引き続き、税収の安定的な確保を図ること。

また、収納率向上のため各種方策を講じ、効果を上げているところであるが、既往の徴収対策の強化促進はもとより、過年度からの繰越分についても可能な限り滞納整理手法を駆使し、収納率の維持・向上に努めること。

(2) 使用料・手数料について

使用料・手数料については、客体の的確な把握と収納率の向上、特に、滞納繰越分の整理等に努め、実態を踏まえて確実に積算すること。

また、利用状況を十分把握し、施設等の本来の目的を再確認するとともに、市民サービスの向上を図るなど利用促進に努めること。

なお、使用料・手数料の見直しについては、消費税率の引き上げなど、個別の要因に限らず、行政コストや情勢の変化等も含めて、総合的に判断し対応することとしているものである。

(3) 国・道支出金について

国・道支出金については、国や道における制度改正などの動向を把握するとともに、必要性・事業効果等を検討したうえで、新たな超過負担を生じることがないように十分に留意し見積もること。

(4) 市債について

国の地方債計画、同意等基準及び充当率の動向に十分留意し、的確な見込額を計上すること。

また、計上にあたっては地方交付税措置等の財政支援がある有利な市債の活用にも努めること。

なお、市債の償還が財政の圧迫要因の一つとなっている状況に鑑み、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。

(5) その他について

その他収入全般についても、あらゆる収入の可能性を検討するとともに、新たな財源を模索するなど、より一層の収入確保に努めること。

3. 歳出に関する事項

(1) 経常費について

経常費については、「完全割当方式」とし配分枠を別途通知するが、下記の事項に留意のうえ要求すること。

- ① 報酬・賃金については、その必要性について事前に総務課（職員担当）と協議すること。
- ② 修繕料・原材料費等の維持補修経費については、施設等の効用を発揮させるための必要最小限とするが、安全性の確保等に十分配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう要求すること。
- ③ 各種委託料については、原則、新規は認めないものとする。

また、既存の委託料についても、業務内容を精査し予算額の縮減に努めること。

なお、指定管理者制度導入施設の管理委託料については、「指定管理者制度運用方針」に基づき要求すること。

- ④ 各種団体に対する補助金・交付金等については、補助目的・効果等について分析・再検討を加え、さらに徹底した整理合理化を行うものとする。
なお、整理合理化にあたっては、関係団体等に十分説明の上、次の基準により見直しを行うものとする。
ア. 長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、補助金の廃止・縮減を図るものとする。
イ. 団体に対する運営費補助金については、自主財源の強化、業務運営の効率化を促すとともに抜本的な見直しを行い、補助金の縮減を図るものとする。
なお、休止・廃止に伴い条例改正を必要とする場合は遺漏のないよう留意すること。
- ⑤ 扶助費については、国の基準改定や制度改正の動向に留意し、措置対象人員の傾向等を的確に把握し要求すること。
- ⑥ 一般事務経費については、必要最小限に留めること。

(2) 臨時費について

臨時費については、「枠配分方式」とし一般財源配分額を別途通知するが、事業の必要性・緊急性・将来的なコストなどを十分検証のうえ、社会経済情勢の変化を踏まえた施策について、次の基準により要求すること。

- ① 限られた財源について、創意と工夫をもって重点的かつ効果的な配分に努めること。
また、新たな要因により必要と判断した事業や地域振興に資する事業などについて、理事者協議を経て要求する場合であっても、通知額の範囲内で調整すること。
- ② 各事業の設計にあたっては、年度途中において大幅な単価の増減及び設計内容の変更が見受けられることから、特に単独事業については平成26年度実施単価等を参考とし、設計内容を精査すること。
- ③ 公共施設の補修等に係る、「公共施設等維持補修基金」の充当については財政課で行う。

(3) 総合計画事業等について

総合計画事業については、経常費・臨時費の配分枠に含まれているので留意すること。

また、要求にあたっては、「第9期根室市総合計画（素案）」との整合性を図ることはもとより、「第9期根室市総合計画重点プロジェクト（素案）」の着実な推進に留意し、効果目標の達成に向け最大限の努力を図ること。

なお、政策会議に係る事業については、総合政策室からの通知内容を充分精査し、予算措置が必要な場合は枠通知とは別に予算要求すること。

4. 翌年度予算への再配分について

自主的・主体的な改革を促すとともに職員のコスト意識の向上を図り、また、業務に対する「やる気」を引き出すために設けている「インセンティブ予算」を十分に活用するとともに、要求にあたっては「翌年度予算再配分調書」を提出すること。

5. 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計ともに、原則として一般会計に準じるものとする。

なお、独立採算性が原則であるため、事業収入の確保はもとより経営の効率化、合理化による経費の有効活用に努め、収支の均衡を図るものとし、法令等で負担区分が明確化されているものを除き、他会計に依存することのないようにすること。

また、財政健全化法の施行に伴い、市の財政状況が一体的に判断されることから、健全化判断比率等を念頭に経営改革に取り組み、経営の健全化に最大限努力すること。

6. 市民対応に関する事項

制度改正等に伴い市民に新たな負担を求める場合は、審議会による論議等を通じて十分な理解が得られるよう配慮すること。

7. その他

- (1) 各種事務事業等の透明性を図るため、今年度も引続き「事業予算シート」を作成することとしたが、対象事業・様式等については、別途連絡する。
- (2) 根室市議会基本条例の趣旨を十分に踏まえ、よりわかりやすい説明資料の作成に努めること。
- (3) 市長部局に属さない他の執行機関についても、以上の事項に基づき予算編成にあたること。